



宮古労基署ニュース

死亡災害ゼロ継続日数

宮古署管内 令和7年9月1日時点

建設業 1222日

その他の業種644日



心とからだの健康推進運動

令和7年度 心とからだの健康推進運動が令和7年9月1日～30日の期間では始まります。心とからだの健康推進運動は、全国労働衛生団体連合会が主唱し、厚生労働省及び中央労働災害防止協会の後援のもと、実施される運動です。

今月号では、今後行われるメンタルヘルス関係の法改正についてご紹介します。

50人未満の事業場に対するストレスチェックの義務化

施行日：公布の日（令和7年5月14日）から3年以内に政令で定める日



82.7%

▶この数字は、職場生活で強い不安、悩み、ストレスを感じている労働者の割合です。

▶この状況は、事業場の規模に関わらずおおむね同水準となっています。

出典：「令和5年労働安全衛生調査（実態調査）」

メンタルヘルス対策の体系

1次予防（メンタルヘルス
不調の未然防止）



2次予防
（早期発見・適切な対応）



3次予防
（職場復帰支援）

○ストレスチェック制度は、特に1次予防のための措置を強化する観点から導入されました。

ストレスチェック制度の概要

導入前の準備（社内ルールの策定）



ストレスチェックの実施

面接指導の実施（必要な場合）



集団分析の実施※

※努力義務

メンタルヘルス不調の未然防止



職場環境の改善※

ストレスチェック制度に関する各種サポート



ストレスチェックの導入や実施に役立つポイントをまとめています。（働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」）

詳しくはこちらから➡



厚生労働省ではストレスチェックの受検、結果出力、集団分析等ができる「厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム」を**無料**で配布しています。

詳しくはこちらから➡



地域産業保健センター（地産保）では、**労働者数50人未満の小規模事業場**の事業者や労働者を対象として、登録産業医等による産業保健サービス（高ストレス者に対する医師の面接指導等）を**無料**で提供しています。

詳しくはこちらから➡



仕事と治療の両立支援の推進

施行日：令和8年4月

▶労働施策推進法により、職場における治療と就業の両立を促進するために必要な措置を講じることが事業者の努力義務となります。

両立支援を行うメリット

事業者のメリット

- 労働者の「健康確保」
- 継続的な人材の確保
- 労働者のモチベーション向上による人材の定着・生産性の向上
- 「健康経営」の実現
- 多様な人材の活用による組織や事業の活性化

労働者のメリット

- 治療に関する配慮が行われることによる病気の憎悪の防止
- 治療を受けながらの仕事の継続
- 安心感やモチベーションの向上
- 収入を得ることが出来る
- 働くことによる社会への貢献



イメージキャラクター「ちりょうさ」

両立支援の取り組み方法、取り組み事例、相談先、利用可能な助成金など、詳しくはこちらから➡
（治療と仕事の両立支援ナビ）



おまけ

2025年は、残念ながらシルバーウィークと呼ばれる大型連休はないようですが、有給休暇を取得して旅行をする方もいるのではないのでしょうか？ということで、今月号も前月号に引き続き、宮古署員の前任地をご紹介します。

今回は、署長の前任地である神奈川県です。署長にインタビューしたところ「おススメは何といっても箱根！温泉の種類が多いことがポイントです。」という回答でした！

